

足利本銘仙ポスターに係る画像データ使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市内に事業所を有す繊維関連事業者に対して、足利市立美術館が所蔵する足利本銘仙ポスターに係る画像データ（以下、「画像データ」という。）の使用に関し必要な事項を定め、本市の繊維産業等の振興及び経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 画像データは、別表に掲げるとおりとする。

(画像データの使用)

第3条 画像データの全部若しくは一部を使用するときは、次条に定める申請により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 官公署又は公共的団体が営利を目的とせずを使用するとき。
- (2) 報道機関が報道に供することを目的として使用するとき。

(使用の申請)

第4条 前条の承認を受けようとするときは、足利本銘仙ポスターに係る画像データ使用承認申請書（別記様式第1号）に画像データの使用態様を明らかにする資料を添えて市長に提出するものとする。

- 2 前項の申請書は、使用開始予定日の10日前までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 画像データと併せて栃木県染色工業組合及び足利商工会議所が権利を有する「足利銘仙」の地域団体商標を使用する場合は、それぞれの機関で審査を受け承認を得ていることを前提とする。

- (1) 繊維製品で「足利銘仙」を称するものは、栃木県染色工業組合。
- (2) 繊維製品以外で「足利銘仙」を称するものは、足利商工会議所。

(承認の基準)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。

- (1) 足利市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団又は役員等（法人である場合は理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条に規定する密接関係者である者。
- (2) 市のイメージや品格をおとしめるおそれがあるもの。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるもの。
- (4) 特定の政治、思想、宗教活動に使用されるおそれがあるもの。
- (5) 画像データを販売するおそれがあるもの。
- (6) 画像データの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあるもの。
- (7) その他画像データの使用が適当でないとするもの。

(使用承認等)

第6条 市長は、第4条第1項の申請書を受理した場合において、その内容を審査した結果について次のとおり通知する。

- (1) 画像データの使用を承認するときは、足利本銘仙ポスターに係る画像データ使用承認通知書（別記様式第2号）により申請者に通知する。
- (2) 画像データの使用を承認しないときは、その理由を示して速やかに当該申請者に通知する。

(使用期間)

第7条 画像データの使用期間は、必要に応じて定めるものとする。

(画像データの使用料)

第8条 画像データの使用料は、無料とする。

(使用承認内容の変更)

第9条 使用の承認を受けた者は、承認を受けた内容について変更がある場合は、足利本銘仙ポスターに係る画像データ使用承認内容変更申請書（別記様式第3号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による変更の承認の可否の通知については、第6条の規定を準用する。

(遵守事項)

第10条 使用の承認を受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた目的にのみ使用し、市長が指示した条件に従うこと。
- (2) 画像データの色及び形態をみだりに変更しないこと。
- (3) 使用承認の権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 画像データの全部又は一部を使用して特許権、実用新案権、商標権、意匠権、著作権その他これらに準ずる財産権を取得しないこと。
- (5) 画像データを使用するときは、データの下部等に「作者、名称、年代及び足利市立美術館所蔵」を明示すること。
- (6) 画像データを使用した結果について市長に報告すること。

(使用の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、承認の内容を変更し、又は承認を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

- (1) この要領又は市長の指示した事項に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用の承認を受けたとき。

2 市長は、その責めに帰さない理由により、承認した事項を変更し、又は承認を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合において、申請者に損害が生じても、その賠償の責めを負わないものとする。


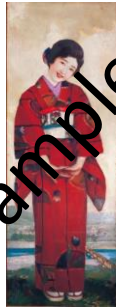


(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和5年2月15日から施行する。

別表（第2条関係） 足利市立美術館所蔵品一覧（銘仙ポスター原画）

名称	作者	制作年	技法・材質	サイズ	画像
現代美人之図(足利本銘仙ポスター原画)	北野恒富	昭和3年(1928)	絹本着色・軸	96.2×58.7	
美人図(足利本銘仙ポスター原画)	多田北鳥	昭和5年(1930)	紙本着色	123.7×45.0	
美人図(足利本銘仙ポスター原画)	山川秀峰	昭和9年(1934)	絹本着色・軸	86.5×61.0	
美人図(足利本銘仙ポスター原画)	小早川清	昭和12年(1937)	絹本着色	155.0×51.5	

年 月 日

足利本銘仙ポスターに係る画像データ使用承認申請書

足利市長 宛て

（申請者）

所在地

名称

代表者

足利本銘仙ポスターに係る画像データ（以下、「画像データ」という。）の使用の承認を受けたいので、下記のとおり関係資料を添えて申請します。

記

画像データの名称	
画像データの作者名	
使用目的	
使用開始予定日	年 月 日
地域団体商標に係る 確認事項	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当なし (該当する場合) <input type="checkbox"/> 栃木県染色工業組合に承認を得ている <input type="checkbox"/> 足利商工会議所に承認を得ている
添付資料	
連絡先 (担当者・電話番号)	

第 号
年 月 日

様

足利市長



足利本銘仙ポスターに係る画像データ使用承認通知書

年 月 日付けで申請のありました、足利本銘仙ポスターに係る画像データ（以下、「画像データ」という。）の 使用 使用内容の変更 について、
下記のとおり承認します。

記

画像データの名称	
画像データの作者名	
使用目的	
使用開始（変更） 予定日	年 月 日

使用上の遵守事項

- (1) 承認を受けた用途にのみ使用し、市長が指示した条件に従うこと。
- (2) 画像データの色及び形態をみだりに変更しないこと。
- (3) 使用承認の権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 画像データの全部又は一部を使用して特許権、実用新案権、商標権、意匠権又は著作権その他これらに準ずる財産権を取得しないこと。
- (5) 画像データを使用するときは、データの下部等に「作者、名称、年代及び足利市立美術館所蔵」を明示すること。
- (6) 画像データを使用した結果について市長に報告すること。

年 月 日

足利本銘仙ポスターに係る画像データ使用承認内容変更申請書

足利市長 宛て

（申請者）

所在地

名称

代表者

年 月 付け 第 号で決定されました足利本銘仙ポスターに係る画像データの使用の承認について、その内容を変更したいので、下記のとおり関係資料を添えて申請します。

記

変更の理由		
変更する内容	変更前	
	変更後	
変更予定日	年 月 日	
添付資料		